

◎ 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜 (実施要項 p.16 第6)

1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って各学校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。

ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 実施する高等学校

原則として、全日制の課程及び定時制の課程の全ての学校、学科等で実施する。

3 出願資格

令和6年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認められた者。

4 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」(様式6)を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、志願先高等学校長に提出する。

「入学願書」(様式5)の記入にあたっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付す。

なお、電子出願手続きに当たっては、画面に表示される案内に従って選択又は入力すること。

5 第2志望の扱い

第2志望を認める高等学校の学科等において、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願した者が第2志望を申告したときは、第2志望の学科等においてはこの選抜の対象としない。

6 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

7 面接 第5の2～4 (15ページ)による。

2 実施日 ※15ページの内容

(1) 令和6年2月22日(木)に実施する。開始時刻は、原則として午前9時とする。ただし、「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者は、受検できない。

なお、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を実施する場合で、他の志願者に面接を実施しない学科・コース等においては、令和6年2月21日(水)に実施することができる。

(2) 帰国生徒特別選抜による募集及び外国人特別選抜による募集においては、令和6年2月21日(水)又は2月22日(木)に実施する。

(3) 定時制の課程における特別募集及び秋季募集については、別に定める。

(4) 追検査での面接は実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集において追検査を実施した場合は、令和6年3月4日(月)に実施する。

3 方法

個人面接、集団面接又は両者の併用とする。

ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集においては、個人面接とする。

4 内容

高等学校長は、学科・コース等の特色等を踏まえ、質問の内容を定める。

令和6年度埼玉県公立高等学校 入学者選抜実施要項・入学者選抜要領 から抜粋

※103ページの内容

(1) 各選抜段階における入学許可候補者の割合の決定

一般募集の募集人員の60%~80%を、第1次選抜で入学許可候補者とする。

次に、入学許可候補予定者数を満たすために必要な人数の60%~100%を、第2次選抜で入学許可候補者とする。さらに、残りの人数を第3次選抜で入学許可候補者とする。

～（中略）～

イ 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

第1次選抜において、自己申告書を提出した者を対象に、調査書の学習の記録及び出欠の記録の得点を用いず、学力検査の得点の合計、調査書の学習の記録及び出欠の記録以外の得点、その他の資料の得点並びに自己申告書の内容を資料とする特別な選抜を行う。

この選抜による入学許可候補者数は、第1次選抜における入学許可候補者数に含めることとする。

(参考)

様式6 自己申告書

(様式6) ※

自 己 申 告 書

令和6年 月 日

(宛先) _____ 高等学校長

本人氏名 _____

保護者氏名(白書) _____

私は、貴校への志願に当たり、次のとおり申告します。(箇条のこと)

特別な選抜を希望する理由

学校・学科等志願の理由、高校生活への抱負など

保護者記入欄(高等学校に理解してほしいことなど)

「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」への出願を認めます。

令和6年 月 日

中学校名 _____

校長氏名 _____ 印